



2017年11月22日

東京都千代田区霞が関3-2-1
金融庁
総務企画局
市場課
市場機能強化室

一般社団法人 フューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン
100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル14階GT東京法律事務所気付
会長 茂木 八洲男

ジャパン・プリンシパル・トレーディング・グループ
マイケル ロス

高速取引に関する平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等（「改正案」）に係るコメント

関係者各位：

ジャパン・プリンシパル・トレーディング・グループ（JPTG）及びフューチャーズ・インダストリー・アソシエーション・ジャパン（FIAJ）は、改正案に関しコメントさせていただく機会を頂き感謝しております。

当グループは、金融庁が業界の幅広い参加者との間で広範かつ建設的な協議を行ってきたことを認識しております。これらの協議に基づき今日までに行われた変更により、改正案が金融庁の規制目標の達成により適切かつ費用対効果が高いものとなってきていると考えます。

当グループは、外国会社からの全ての登録申請書類について、翻訳を添付することなく英語での提出を受け付ける旨の現在の立場に対し、特に感謝申し上げます。これにより、高速取引（HST）業者に対するコンプライアンス上の負担が緩和されました。

当グループは、改正案について、次のとおり意見を表明させていただきたく存じます。なお、下記に記載します意見のいくつかは既に貴庁と協議させていただいたものもございますが、かかる協議に参加できなかった者もおりますことから、ここで再度意見表明させていただきたく存じます。ご理解いただけますと幸甚です。

全般的コメント

FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION JAPAN

14F Meiji Yasuda Seimei Bldg. 1-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 c/o Greenberg Traurig Tokyo Law Offices



当グループは、自動取引に関する規制の枠組について、リスク管理が市場参加者及び取引所レベルの双方において基礎となると考えます。このことから、当グループは、改正案の取引参加者に課す取引前のリスク管理並びに市場の混乱及び「異常」な注文の可能性を最小化するための措置を支持します。

当グループは、自動取引システムの開発、試験、配備、監視及び監督に関するベスト・プラクティスの採用を支持します。当グループは、HST 業者による効果的なリスク管理、取引所レベルにおける適切なリスク管理及び効果的な規制監督の組合せにより、金融システムのリスクが最小限に抑えられ、金融市場に対する一般の信頼が高められると考えます。

具体的コメント

今日までの議論を元に、以下の点についてさらなる確認をさせていただきたく存じます。

1. 登録申請要件

HST 業者は、異なる事業モデルを有しています。例えば、以下のような場合があります。

- 事業法人と雇用主が異なる場合。
- 事業法人とブッキング（取引契約主体）法人が異なる場合
- 事業法人が関連会社を代理して HST の執行を行う場合。

改正案の目的は、HST に関わる全ての法人について別個の登録を求めるものではないことをご確認いただきたく存じます。当グループの理解では、改正案は、全ての要件を満たす HST 業者について登録を求めるものです。企業グループの中に中心となる HST 事業法人が含まれる場合（そして、それが投資判断を実施する場合）、（規制当局との個別協議に基づき）単なるブッキング法人やファンドではなく、当該中心法人が HST 登録の目的における対象会社として取り扱われるべきと考えます。他方、同一企業グループ内で複数の法人が取引執行裁量権を有する場合は、そのすべてについて登録が必要であることを理解しております。

また、次の情報が公開されず、機密取扱いをされることをご確認いただきたく存じます。

誓約書、業務方法書、業務執行体制、役員及び責任者の履歴書、財務諸表、その他営業上の機密情報（例えば、取引量、取引戦略の詳細、取引時間及び登録者の他の事業に関する全ての情報）

2. 市場の指定

改正案は、指定された 7 市場に上場している全ての商品に適用されるものなのか、なにか例外取扱いがあるのでしょうか？

将来的に他の取引所が指定される場合の手続きについて明確化していただけるようお願いいたします。



3. 言語要件

日本に住所を有しない申請者について登録申請書及び添付書類の英語による提出を認めていただき、再度、感謝いたします。

全ての登録申請書類及び添付書類ならびに登録後に生じる届出や報告についても全て英語で提出することができること（但し、外国帳簿書類の様式の訳文を除く）をご確認ください。

4. 取引戦略

一般的に、HST 業者は限られた数の取引戦略を有しています。多くの場合、当該取引戦略は、複数の取引アルゴリズムを通じて実行されます。戦略が変更されることは多くないと予想されます。逆に、取引アルゴリズムは非常に頻繁に変更されます。HST 業者はアルゴリズムの変更が取引戦略の変更であるとは考えていません。

HST 業者は、かかる取引戦略の変更を行った場合に、登録内容、必要な取引数情報及び変更届出を提出する必要があるという理解でよいかご確認ください。取引戦略を根本的に変更しないアルゴリズムの変更（そのパラメータの変更を含む）については、規制に基づく届出を要しないという理解でよいか、ご確認ください。

現在求められている情報、特に事業報告書の一部として必要とされている情報は広範囲であり、戦略の種類、商品の種類、取引高、市場内及び市場外等、非常に詳細なものです。これらの情報の多くは、特に注文のフラグging/分類が導入された場合には取引所又は免許を受けた証券会社を通じて収集可能であると考えます。従って、申請者に対してこれらの情報を求めることは申請者にとって非常に収集に時間が係ることとなります。これらの理由から、当グループは貴庁に情報の範囲を狭めることについて再検討いただけますようお願い申し上げます。

5. 財務情報

HST 業者の多くは、非公開会社です。このため、これらの業者の自国における開示義務は限定的なものです。

また、当グループは、HST 業者が日本市場において HST 業務を行うために十分な金融資産を保有していることを証明すべき旨の要件を理解し、支持しております。

HST 業者に対し資本、純資産に関連する財務諸表及び破産者でない旨の証明の提出を課すことで規制目標は達成されるでしょうか？

また、以下を確認させていただければ幸いです。

- a) 自国の会計基準に基づき作成された財務諸表を提出することで足り、日本の会計基準に基づき提出された書類は不要であること。

FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION JAPAN



- b) 財務諸表は、申請会社に関するもののみであること（関連会社を含まない）。
- c) 資産運用会社の場合、資産運用会社が HST 戦略に係るファンドの財務情報を提供する選択権を有すること。
- d) 損益情報の提出を要する場合、給与等の費用項目の詳細を開示することなく大項目のみを提供することで足りること。

6. ガバナンス及び管理機能

改正案では、申請者は帳簿書類の作成管理、リスク管理及び内部監査を含む分野について十分な要員を割り当てることとされています。申請者の多くは、専従の内部監査機能を有しない可能性があります。この点につき、他の部署（コンプライアンス等）が内部監査業務を引受、又は外部委託することは可能かご確認いただけますでしょうか。

7. 帳簿書類作成管理

金商法が、金融機関の帳簿書類の作成管理義務に関し一定の規定を設けていることは理解しております。

HST 業務に係る他の法域における帳簿書類保存期間は、一般的に最長 7 年間です。例えば、アジア太平洋地域の他の国における保存義務は 7 年間であり、米国証券取引委員会の登録を受けた資産運用会社は 5 年間しか記録を保存することを要しません。

保存期間が長くなることにより会社の負担（費用、インフラストラクチャー及び資源面）が大きくなり、世界の複数の市場で取引を行う業者にとっては特に負担が大きくなります。多くの大企業グループでは共通インフラストラクチャーが整備されていることから、10 年間の保存義務が維持された場合、これらの会社はシステムを変更し、全ての取引記録（所在にかかわらず）を 10 年間保存しなければならなくなります。

日本に拠点を置かない外国法人であり、原則的に自国において 7 年超の帳簿書類保存義務を負わない HST 業者については、一貫した 7 年間の帳簿書類保存義務の適用をご検討いただけないでしょうか？

帳簿書類に関して確認の対象となる「プログラム」（内閣府令 3 3 8 条 7 項 1 号）とは何を意図しているかをご説明ください。

8. 通知義務及び届出義務

貴庁におかれましては、事業報告書の提出期限の延長を検討いただきたくお願い申し上げます。改正案の 3 カ月は、他の法域に比べて短いものであります。例えば、シンガポールでは、免許を受けた会社の提出期間は 5 カ月以内、香港では免許を受けた会社の提出期間は 4 カ月以内です。期限が延長されることにより、影響を受ける参加者が十分な時間をもって事業報告書を作成することができ、貴庁に対する期限の延長申請件数が減少すると考えられます。登録を受けた会社が本国の法令又は慣行により期限内に提出を行うことができないと認めら



れる場合には、期間が延長されることは存じております。しかし、本国で具体的な報告義務がないためにこの例外の適用を受けられない会社もあると考えられます。このため、期限を延長することが適切と考えます。

9. HST の開始及び廃止

本件届出の時期について、詳細にご説明いただけますでしょうか。また、この届出は、新規商品の取引に関するものなのか、又は会社が新規市場で取引を始める場合にのみ適用されるのかをご教示いただけますでしょうか。不要な事務上の負担を最小限に留めるため、この届出は、会社が最初に登録を申請した際、及び全ての HST 業務を終了した場合にのみ行われるとすることを提言いたします。登録を受けた会社は、事業報告書の中で金融庁に対し最新の情報を提供していきます。

10. その他確認事項

今日までに議論に基づき、以下の点を確認させていただければ幸いです。

- a) 履歴書の提出を要する場合、当該情報の提供のための書式をご提供いただけること。
- b) 証明書（住民票、犯罪処罰歴及び成年後見等を受けていない証明を含む。）の提出を要する場合、その書式をご提供いただけること。
- c) HST 業者の適切なガバナンス及び管理機能に関し、HST 業者による特定の役員等の雇用要件は存在しないこと。HST 業者の規模、複雑性及びリスク特性に応じて適切と考える措置を登録申請手続中で提示することができること。具体的には、HST 業者は関連会社が提供する管理機能を利用することができること。
- d) 登録申請手続の一環として HST 業者が提出する社内文書（社内規則及び財務情報を含む。）は、機密扱いとされること。
- e) 改正案は、HST 業者が自国において規制の対象であることを義務付け、又は予定するものではないこと。

これまでの建設的な協議に今一度感謝申し上げます。今後とも改正案の効果的な実施に向け貴庁と協働させていただければ幸いです。

敬具